

公告関係資料の入手方法の変更及び電子入札の導入について

平成30年12月10日

平成31年1月以降の入札公告から特許庁の入札案件については公告関係資料の入手方法が変わります。また、全ての入札案件で電子入札が可能となります。（経済産業本省と同様の取扱い）

1. 公告関係資料の入手方法の変更

従来は、特許庁ホームページに仕様書を掲載していましたが、電子入札の導入に伴い、公告関係資料を削減し効率化を図るため、入札案件によって内容が異なる資料は「調達ポータルサイト」に掲載し、各入札案件に共通の定型資料は「特許庁ホームページ」に掲載します。定型資料は一度ダウンロードすれば他の入札案件でもご利用いただけます。

また、入札説明書を廃止し、入札公告に内容を集約します。入札説明会には、各種資料を各自ご持参くださいますようお願いいたします。

(1) 入札案件によって内容が異なる資料（入札公告、仕様書等）

[調達ポータルサイト](#)からダウンロード

(2) 各入札案件に共通の定型資料（入札心得、各種様式等※）

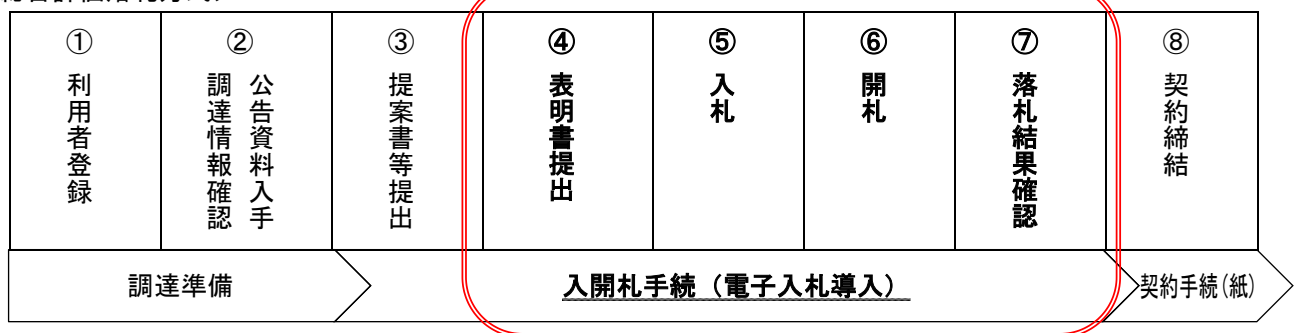
[特許庁ホームページ](#)からダウンロード

※落札決定方式（総合評価、最低価格）によりダウンロードする資料が異なりますので、詳細は入札公告資料表紙をご確認ください。

2. 電子入札の導入

特許庁の入札案件については、全ての入札案件で、[電子調達システム（政府電子調達：GEPS）](#)を利用した入開札手続（電子入札）が可能となります。入開札手続について、今後は、原則、電子調達システムを利用することになりますが、やむを得ない理由により利用できない場合は、理由書を提出すれば紙による入開札手続も可能です。また、電子調達システムの利用範囲は、下図二重枠内となります。

<総合評価落札方式>



<最低価格落札方式>

